



寄附金・賛助会員の募集について



本会の設立目的等

本会の主たる設立目的は、工学に関する科学技術の試験研究の助成並びに知識の普及啓発を通して、若手研究者の育成と新技術の創造に資する研究開発を促進し、新潟県における地域産業の振興に寄与することとしています。詳しくは、公益財団法人新潟工学振興会概要（18ページに記載）のとおりです。

募集团体・代表者 公益財団法人新潟工学振興会 理事長 田邊裕治

皆様と共に研究活動の促進と地域産業の振興を！

公益法人の活動を支えていくためには、個人等の寄附、賛助会員によるご支援が欠かせません。そして、当該資金は試験研究や奨学研究の支援に使用し、次代に相応しい新技術の研究開発・人材育成を皆様と共に進めていきたいと考えます。こうした取組みの中で寄付者・賛助会員企業の皆様には、①広報誌・会報の送付、②技術講演会のご案内、及び大学が蓄積している工学知識を有効に活用頂けるよう、③技術開発に関する相談、産業情報資料・文献の利用等、大学との橋渡し役を務めてまいります。

寄附金・賛助会費

寄附金額は、任意です。賛助会費は、一口2万円としています。

賛助会員申し込みは、巻末の「賛助会員申込書」などで承ります。

これらのお申込みは、随時承っています。

当会への賛助会費及び寄付金に対する税制優遇（31ページも参照ください）

毎年の寄附金・賛助会費は、基本財産等の運用益と共に使用させて頂いています。

個人の寄附金税制優遇について、本会は特定公益増進法人でもあるため、所得控除方式に比べ大きな優遇となり得る税額控除方式も選択可能な法人です。

法人の税制優遇について、賛助会費は、公益事業を支える拠出金として寄付金同様に扱っています。寄附金税制優遇上は一般寄付金とは別枠で「特別損金算入」が設けられています。

一方、法人賛助会員の中には、当会への賛助会費を団体に支出する所謂「通常会費」として、法人税法等において認められている全額損金算入がなされているケースがあると思われます。法人における「寄附金」と「会費」の区分に関する選択は、顧問税理士等にご相談されるなど、貴法人においてご判断頂ければ幸いです。

寄附金等の税制優遇を受けるためには確定申告が必要ですので、必要書類は、寄附金等の領収書と共に送付します。

〈本件に関する問合せ先〉

事務局 〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地 新潟大学工学部内

Tel・Fax：025-261-5162 e-mail：zaidan@eng.niigata-u.ac.jp